

## スポーツ振興事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、NPO法人人吉市体育協会（以下「当協会」という。）がスポーツ活動の振興と発展に寄与するため、各種スポーツ大会に出場する選手等に対し、又は選手の育成・強化に向けた事業及び講習会等を開催しようとする当協会加盟の競技団体に対し、予算の範囲内でスポーツ振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学生 市内の小学校に通学する児童
- (2) 中学生 市内の中学校に通学する生徒
- (3) 高校生 市内に居住する者で次に掲げる者
  - ア 高等学校の生徒
  - イ 19歳未満の者で高等専門学校の第1学年から第3学年までの生徒
  - ウ 19歳未満の者で定時制高等学校の第1学年から第3学年までの生徒
- (4) 一般 市内に居住（ただし、国体に熊本県代表として出場する市外居住の大学生については、その保護者が市内に居住している場合をいう。）し、前3号のいずれにも該当しない者
- (5) 監督・コーチで次に掲げる者
  - ア 市内に居住する者で現に市内に居住又は通学（高校生を除く）する選手を指導し、監督している者
  - イ 市外に居住する者で現に市内で小学生、中学生又は高校生（市外から通学する者を除く。）の選手を指導し、監督している者
- (6) チームスタッフ 市内に居住する者で、引率者責任者を除く大会に出場する選手に必要な人員として大会の要項等で定められた者
- (7) 講演会等 競技力及び技術向上のため開催するスポーツ教室並びにスポーツ指導者の養成又はスポーツ推進のために講師を招へいし開催する講演会又は有名チーム等を招へいし開催する練習会等の交流事業
- (8) 有名チーム等 プロチーム又はプロ選手若しくは全国的に有名なチーム又は選手
- (9) JSC スポーツ振興事業に対し、スポーツ振興くじ助成金（t o t o）等の助成を行っている独立行政法人日本スポーツ振興センター

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の目的に適した次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツ大会出場補助事業
- (2) 選手の育成・強化に向けた事業
- (3) 講演会等開催補助事業

2 補助対象事業の内容、対象費目、補助金額及び補助回数等の補助条件は、別表に定め

るとおりとし、年度内における交付限度額は100万円（ただし、基金残高が100万円以下の場合はその残高）とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる経費は、必要な経費のうち国又は地方公共団体若しくはJSC等から当該事業に交付される補助金等を除いた経費とする。

（対象となるスポーツ大会）

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ大会（以下「対象大会」という。）は、次に掲げる大会のうち非営利のものとする。

- (1) 次に掲げる機関及び団体が主催又は主管する職域、団体加入等の制限がなく、広く誰もが参加できるアマチュアスポーツ大会
- ア 文部科学省
  - イ 地方公共団体
  - ウ 公益財団法人日本体育協会及びその加盟団体
  - エ 公益財団法人日本オリンピック委員会及びその加盟団体
  - オ 日本レクリエーション協会及びその加盟団体
- (2) 次に掲げる大会又はその大会に出場する国内代表を決める選考会若しくは予選会等
- ア 世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会、又はその他これに準ずる大会
  - イ 公益財団法人日本体育協会又は公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟団体が日本代表等として出場者を派遣する大会
- (3) 全国大会（ただし、県内で開催される大会を除く。）及び九州大会（ただし、沖縄県で開催される大会に限る。）のうち、県予選会又は選考会等を経て各県の代表等が出場する大会

（交付対象者）

第5条 スポーツ大会出場補助事業の補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、当協会に加盟している競技団体に所属する個人又は団体とし、次に掲げる者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する選手
- ア 熊本県大会又は九州大会等の選考会、予選会等を経て対象大会に出場する選手
  - イ 所属する競技団体の選抜、推薦等により出場する選手
  - ウ 標準記録突破等の資格認定を受けて対象大会に出場する選手
  - エ 熊本県、九州の代表又は選抜チームの一員として対象大会に出場する選手
- (2) 前号に掲げる選手に係る監督、コーチ又はチームスタッフのうち、交付の対象となる人数は、次のとおりとする。
- ア 個人で出場する場合 監督1人又はコーチ1人
  - イ 団体で出場する場合 監督1人、コーチ1人及びチームスタッフ1人、ただし、一般の選手が対象大会に団体で出場する場合は、監督1人、コーチ1人とする。
- 2 交付対象者は、対象大会の大会要項等に明記された者で、定められた参加制限以内の人数とする。

3 選手の育成・強化に向けた事業の補助金を受けることができる団体は、当協会に加盟している競技団体とする。

4 講演会等開催補助事業の補助金の交付を受けることができる団体は、当協会に加盟している競技団体とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する日の14日前までに、次に掲げる書類を当協会に提出しなければならない。

(1) スポーツ振興事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) スポーツ大会出場補助事業の交付を受けようとするときは、対象大会の要項及び出場者名簿又は参加申込書の写し若しくは対象大会への出場資格を証する書類

(3) 選手の育成・強化に向けた補助事業の交付を受けようとするときは、育成・強化に向けた事業計画又は開催要項及び収支予算書

(4) 講演会等開催補助事業の交付を受けようとするときは、講演会等の開催要項及び収支予算書

(5) その他当協会が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 当協会の会長（以下「会長」という。）は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書兼交付請求書（様式第2号）

(2) スポーツ大会出場補助事業の交付決定を受けた者は、対象大会の出場者名簿及び大会の試合又は記録結果

(3) 選手の育成・強化に向けた補助事業の交付を受けた者は、事業実績書及び収支決算書及び支出に係る領収証等の写し

(4) 講演会等開催補助事業の交付決定を受けた者は、収支決算書及び支出に係る領収証等の写し

(5) その他会長が必要と認める書類等

(補助金の交付)

第9条 会長は、第7条の規定により決定した額を補助対象事業の終了時に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の着手前又は終了前に交付することが相当と認めるときはこの限りでない。

2 会長は、第8条に規定する事業実績書兼交付請求書等を受理したときは、内容を精査し、相当と認められる場合は、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 会長は、補助金の交付を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、

当該取消しの部分について、既に補助金の交付がなされているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要項は、平成29年6月1日から施行する。